

七分利付外債における井上馨の方針

半 田 英 俊

- 一 はじめに
- 二 外債募集計画
 - (一) 金利問題
 - (二) 外債募集の随行員
 - 1 ジョージ・B・ウィリアムスの起用
 - 2 大島圭介の起用
- 三 募集をめぐる井上の中止命令と続行命令
 - (一) 募集中止命令
 - (二) 吉田による大久保、伊藤説得工作
 - (三) 募集続行命令
- 四 むすびにかえて

一 はじめに

政権発足初期において、明治政府の財政基盤はかなり脆弱であった。

廃藩置県の実行によって、明治政府は家禄支給という多大な財政負担を強いられることになったが、それに加えて、早急に欧米列強に比肩するような近代国家を創設すべく、多くの支出を強いられたからである。

この際、大蔵省の実質的責任者の地位にあった井上馨は、明治四年末から財政負担を軽減すべく外債募集を計

画した。明治五年に吉田清成を米国に派遣し、紆余曲折を経ながらも六年初頭には二二万ポンド、日本円にして一〇八三万円の募集に成功した。一般に七分利付外債と呼ばれるこの外債は、関口栄一氏、千田稔氏、藤村通氏らによって研究されてきた。⁽¹⁾

しかしながら、七分利付外債の募集過程が完全に解明されたわけではなく、未だ、いくつかの疑問点も残っている。

第一に、井上が、当時、世界の金融市場の中心である英国を避け、最初の起債地として米国を選んだ点である。この点に関しては、千田氏、藤村氏が考察を試みている。千田氏は「外債募集の世界的中心地は、ロンドンであり、大蔵官僚らもこの点を認識していたにも拘わらず、米国での起債を試みたのであるから、そこには特別な理由があつたに相違ない。周知のごとく、三年鉄道外債がロンドンで起債されているから、まずもってこれとの関連が問われなければならない」と、九分利付外債の影響によって英国を避けたと結論づけている。藤村氏においても「当時は何といつても国際金融市場はロンドンであつて、そういう世界金融事情の認識すらも日本の政府首脳にはなかつたので、米国で調達できるくらいに思っていた。…米国であえて調達しようとしたのは、九分利付ならば可能であつても七分利付ではとおてい引受け不可能と判断して東洋銀行をわざわざ避けたものである⁽³⁾」と、千田氏と同様の理由によって英国での起債を避けたことを論じている。

第二に、外債募集に出發した吉田は米国での起債不調の知らせをもたらしたが、これを受けた井上が即座に外債募集打ち切りを吉田に指示した点である。

この点に関しては、関口氏が考察を試みている。関口氏は「外債問題における方針変更は、要するに吉田からの情報には全く関係がなく、純粹に国内的条件によって生じた、ということになるであろう⁽⁴⁾」と、日本国内での正院と大蔵省の政治的対立が、井上の意思の変化に影響を与えていると結論づけている。

第三に、井上は吉田に対して強硬に中止を指示したにも関わらず、最終的には募集続行を命じている点である。この点に関しては、藤村氏が若干の考察を試みている。藤村氏は「大久保利通と伊藤博文もアメリカから英国に廻ってきていたので、吉田は兩人と協議し、八分はやむをえないと了解した。大久保・伊藤も了解したというので、日本政府も実利八分利付の外債発行を承認するにいたった⁽⁵⁾」と、大久保、伊藤が井上の起債中止の方針転換をさせたと結論づけている。

しかしながら、いずれの論においても、これら三つの問題点について説明が十分とは言えない。⁽⁶⁾

そこで本稿においては、先述の三つの問題点に関して、新たな史料を加えていきながら説明をすすめる、井上の七分利付外債に対する方針の変遷について考察をしていきたい。⁽⁷⁾

二 外債募集計画

(一) 金利問題

七分利付外債の募集計画が持ち上がったのは、いつ頃であったのだろうか。明治四年二月九日付の吉田宛井上書簡が、おおよその時期を示す書簡として挙げられる。⁽⁸⁾

外国債一件に付ては外務よりも催促に逢、且は少々之見損し有之候ても遷延之後論に負候て、終に面目を失し候上にて利足之損失と成行候故、大概の分は見据候て公債と相定申候。

この書簡の日付から、明治四年の一二月月上旬頃に計画が進み始めたと考えられる。

また、計画の進行にともなうて重要になってくるのは金利の問題である。前稿でもみたように、この外債募集計画の発端は、財政難にあえぐ明治政府の負担を軽くすることであった。⁽⁹⁾従って、井上は募集の際に少しでも金利を低く押さえられる国はどこなのかということを念頭に置きつつ、起債地の検討を始めたことが考えられる。まさきき選考の対象となった国は、明治政府とも関係が深く、世界の金融市場の中心地である英国であろう。しかし、かの国において起債を行った場合、九分利付外債の影響はまぬがれないと井上は考えたに違いない。起債計画とほぼ前後して吉田宛に送られた井上書簡の中では、そのことがうかがい知れる。⁽¹⁰⁾

当地負債も追々方付候得共、中々往先六七朱之利足にては延払六つヶ敷候事故、大概一割又は一割二部⁽¹¹⁾抔申出候分も多く有之、実に憤慨之至候得共、金かない故致方無之候得共、成丈は正金払付申候。何れ日々に借財仕候ては甚以差支り且利足も区々故、一纏にて借財の工夫最中に御座候。自然御地にても一割坏之利足にて是辺に相成候て難渋故、強情之分は致方なく候間、御地出納寮之都合にて御払切可被成候。尤同寮差支り候次第に候は、出張ヲリエンタルにて⁽¹²⁾も9ヘルセント位ならば暫借は相調候事歟と奉存候。左候得共追々新金にても相払候方都合と奉存候。

この書簡自体は七分利付外債とは無関係であるが、「出張ヲリエンタル」すなわち東洋銀行の支店⁽¹¹⁾で資金を調達した場合、九朱の金利を要求されることがみてとれる。このことから、募集計画発案の段階において、すでに英国での起債が困難であるという認識が、井上と吉田の間で成立していたことが推測できるのである。

以上のような情報を得ながら、それでもなお、井上が募集計画を推進した理由はどこにあったのか。それは新たな起債地の金利情報、それも低金利による起債が可能な英国とは異なる別の国の情報が、井上の元にもたらされたことによる。実際に、二月一八日に吉田から井上に対して送られた書簡がそのことを示している。⁽¹²⁾

先便ニも申上居候通、オリエンタルバンクヨリも七半或ハ八朱位なれハ、借金随意相調可申候得共、先御相談、論ニハ致シ不申候。アメ一番とわ二三百弗之高ハ六朱にて随分世話すべき旨を再三承置候。何れ之方ニても金策此儀ニハ差支ハ無之事と存候。ボートインも随分世話する故、□ニ而候得共、是ニハ先御相談いたし、∴アメ一番イルウサン方へ相談いたし、六朱位にて御取極ニ相成候都合ニ候得ハ、無此上事と存候。式三十万弗之金なれハ、両日中ニ而も當地ニおいて可相調見当も有之候間、談判先申、∴

吉田は、英国・米国それぞれ起債をした場合、金利がどの程度変わってくるのか調べて、井上に報告している。吉田が東洋銀行で相談したところ、先述の書簡と同じく、英国で起債を行った場合、金利は七朱半（実利八朱半）から八朱（実利九朱）程度になるようである。一方、アメリカ一番館⁽¹³⁾で同様の相談したところ、米国では六朱（実利七朱）程度で起債がかない、二、三〇万ドル程度の資金ならば、数日中のうちに調達できるのではないかという情報を手に入れることになったのである。⁽¹⁴⁾

このように吉田がもたらした前記の情報が、井上の起債地選定に大きく影響を及ぼし、彼に米国での募集を決定させたと考えられる。

（二）外債募集の随行員

随行員の人選は、外債募集について正院の内定を得た明治五年二月七日頃から始まったと推測できるが、⁽¹⁵⁾米国の起債地に選んだことと、随行員の人選が深く関わってくることになる。

1 ジョージ・B・ウィリアムスの起用

明治四年九月一八日、米国のワシントンで租税官の地位に就いていたウィリアムス⁽¹⁶⁾が、税法の整備のため雇われた⁽¹⁷⁾。彼は一〇月三日から雇われて給料も支払われているが、⁽¹⁸⁾すぐには来日していない。米国において岩倉使節団の伊藤と会う⁽¹⁹⁾などしながら、明治五年一月二六日によく来日している⁽²⁰⁾。

本来ならば、御雇外国人としての職責を果たすべく税法の整備にとりかかるはずだが、井上が外債募集の正院内定を取り付けると、彼の任務が本来の税法の整備から外債募集へとすり替えられた。実際に、内定直後の二月一〇日付の井上宛渋沢書簡には「もしウエリヤム氏即今別ニ御使用にも相成候ハ、⁽²¹⁾」と、ウィリアムスを別の任務に就かせることを示唆する文言が出てくる。おそらく米国の景況を知る彼を連れて行くことで、起債業務を円滑にしようという井上の思惑があったと推測できる。

こうしてウィリアムスは本来の職務から離れて、外債募集の随行員に加えられることになった。

2 大鳥圭介の起用

明治五年一月六日、函館戦争における幕府側の要職にあった榎本武揚、大鳥圭介、永井尚志らの赦免が行われている。これに伴って、一月一二日、北海道開拓使の開拓次官であった黒田清隆の強い意向により、榎本らは開拓使御用掛として登用された⁽²²⁾。彼らは獄中生活にあったことを考慮され、しばらくの間、開拓使に出勤せず⁽²³⁾に休養していたのだが、これらの一連の出来事とほぼ同時期に、外債募集計画の手続きが本格化するのである。計画実行に際して、吉田が語学に堪能な随行員を欲していたことが容易に想像できる上に、彼が渋沢栄一に随行員の人選について相談をしていたこと⁽²⁴⁾から、渋沢が大鳥を吉田に推薦し、吉田もまた大鳥の随行を望んだのではないかと推測することができる。

しかし、黒田は大鳥を随行員に加えることには難色を示した。「大鳥圭介云々に付退て尚又熟考仕るに、小生全く御補助に依頼、外に易ふへき人物更に無御座、御氣之毒ながら御断申上候⁽²⁵⁾」と吉田に断つてきたのである。随行員の選定が難航する中、以下の書簡において、渋沢は吉田に次善の策を提示している。⁽²⁶⁾

拝啓、昨日申上候山内六三郎之義、今朝同人弊廬へ罷越種々申談候処是非御随行相願度趣ニ御坐候、尤も山内義昨年十一月大使洋行之節も外務省より既に拜命之処、開拓使との打合無之ニ付、黒田君異論有之差留ニ相成、其替り当年中屹度洋行之公事可申付との義、黒田君より山内へ内諭も有之、略契約同様相成居候由、右様之次第此度山内義是非御随行相願候上ハ、黒田君も異議有之間敷歟、乍去本人ノ類に迫り立候も事情不都合且私を経営候筋ニ相成候処を恐れ候哉ニ付、願くハ賢台ノ黒田君へ御内書にて右辺之情状も有之候旁稍当人之望も相達し且、此度之公事使用いたし度との旨趣にて御協議被下候ハ、決而行届候様可相成奉存候間、早々黒田君へ御書通被下、右左右不寄御報被下候ハ、正院へハ早々申出之手続取計可申候、尤開拓にてハ五等出仕之並二月給式百兩宛被下候由ニ御坐候、人物ハ兼而申上候通にて随分御使用可相成と保証仕候

渋沢は大鳥に代わりうる人物として、山内六三郎を副使にすることを提案している。山内は大鳥と同じく、旧幕臣で語学に明るい人物であり、このことから吉田が語学の堪能な随行員を求めていたことが推測される。山内は榎本たちよりも以前に釈放されて明治政府に出仕しており、岩倉使節団に加わることを願ったが、黒田が説得して開拓使に引き留められていた。⁽²⁸⁾今回も黒田が難色を示すことが予想されるが、本人の希望を二度も押しとどめることはできないだろうと渋沢は考えたのである。

しかし吉田は、あくまで大鳥の随行員起用を諦めなかったようである。二月一三日付の吉田に宛てた井上の書

表 1 大鳥の副使就任

明治 5 年	1 月 6 日	榎本、大鳥たちが釈放される。
	1 月 12 日	黒田が榎本ら 6 名を開拓使御用掛とする。
	2 月 7 日	外債募集に対して正院の内定が出る。
	2 月 12 日	黒田、大鳥の副使就任を断る。 大鳥を開拓使御用掛兼大蔵少丞とする。
	2 月 13 日	黒田から大鳥の副使就任の許可がおりる。
	2 月 14 日	大鳥の副使就任が決定する。

※『大鳥圭介伝』、『吉田清成関係文書一』を元に作成。

簡には、その様子が記されている。⁽²⁹⁾

前後御奔走之益ありて、大鳥事黒田先生之許可相運候御都合之由、別て重畳と御同慶此事に候

この書簡から吉田が八方手を尽くして、大鳥の起用を実現させたことがわかるが、このことに反対していた黒田を、吉田はどのようにして説得したのであるうか。

まず、黒田に起用を断られた同日二月一二日に大鳥を開拓使御用掛⁽³⁰⁾兼大蔵少丞とした⁽³¹⁾。この人事は、おそらく井上が手を回して、大鳥起用への布石としたことが推測できるが、同時に黒田説得の狙いもあったと考えるべきであろう。のちに渋沢が吉田に対して「将又黒田君へ御打合ハ暫時借用之積にて御申遣し方可然と奉存候、此段為念申上候⁽³²⁾」と、助言を行っているように、吉田は黒田の性格を考えて、あくまで大鳥は募集のための臨時採用に過ぎないということを黒田に訴え、彼の態度を軟化させるねらいがあったことが推測される。

その上で、留守政府内において黒田が尊敬する人物、すなわち西郷隆盛に説得を依頼したのではなかろうか。この時、西郷は参議であったが、同時に大蔵省事務監督という立場にもあった。⁽³³⁾つまり大蔵省の人事について口を挟む権限を有しており、西郷が黒田の説得に乗り出しても不思議はないであろう。むしろ問題として持ち上がったことは、西郷が井上、吉田に協力するのかどうかという点である。この点に関しては、以下の書簡において考察を試みることができる。⁽³⁴⁾

扱、榎本杯の御処置振りに付いては、御案内通り六ヶ敷、薩長寛猛の違いにて決し兼ね居り候処、西洋使節出帆前に大論争起り、只此のみ因循いたし居り、亜米利加杯は戦争落着、直ちに所置を施し候美談もこれあり、若し責められ候ては何と返答相成るべきや。勿論米国軍艦総督よりも、榎本の儀を政府へ嘆願いたしたき段も申し出候処、黒田了助押し留め置き候次第もこれあり、当分に至り候ては、黒田は初心を変えず、透間々々には追々議論持ち出し候処、大体長州人も近來は思い当り、寛論相立て候得共、木戸一人の処甚だ六ヶ敷御座候処、長人より一向責め付け候故、否みながら落着相成り、此の四日には都て特赦を以て免ぜられ、是迄立て直し候儀は、黒田の誠心より此に至り申し候。実に頼母敷人物に御座候。

西郷は南北戦争と戊辰戦争を重ね合わせて、榎本らの処遇の方針について論じている。つまり、この書簡は南北戦争終結の際に北軍が南軍に対して行った寛大な処置を、明治政府においても実践すべきであることを述べており、そのことに尽力した黒田の助命嘆願行動について賞賛している内容であるが、特筆すべき点は別にある。それは西郷が米国軍艦総督による榎本らの助命嘆願運動と、彼らの処遇についての米国の追及を憂慮している点である。もし大鳥を外債募集の随行員として米国へ派遣することができれば、西郷の憂慮する二つの点を解消することにつながる。そのため、西郷も大鳥を随行員とすることには、積極的に賛成したはずである。この事からも黒田を動かしたのは、西郷ではないかと推測することができる。

最終的には二月一四日に、井上が「大鳥事正院え再申出」³⁵ることにより、大鳥の随行員起用が決定した。なお、黒田は随行員の人选に関して、次のような意見を述べている。³⁶

上野啓助御同行相成り候は、万事御都合と可相成、屹度盟兄の補助となる事無疑^(原範)

黒田は大鳥に代わりうる人物として上野景範を薦めているが、彼が副使として募集団に加えられることはなかった。上野が副使の人選から外れた背景には、吉田が上野をあまり評価していなかったこと⁽³⁷⁾、渋沢が大鳥、山内らを副使に推薦していたことなどが挙げられる。しかし、井上が英国での起債を視野に入れていたならば、上野の経歴⁽³⁸⁾を考慮して副使に加えなければ不自然である。このことから井上が英国での起債の可能性を想定していたとは疑わしいであろう。

(三) 勅旨に英国行きが追記された経緯

明治五年二月一三日に、井上と吉田の連名で正院に対し、全権委任状の交付を求めることになったが、この時に提出された書類を見ると「吉田大藏少輔此度理事官トシテ、米國行被仰付候ニ付テハ別紙ノ通全権御委任御座候様仕度奉存候也」新公債ハ凡ソ米貨千五百万圓ヨリ二千万圓或ハ三千万圓ノ實額ヲ用途トシテ相募リ可申事⁽³⁹⁾となっており、英貨についての言及はなされていない。また、吉田が五代友厚に宛てた書簡⁽⁴⁰⁾においても、西郷が大久保利通に宛てた書簡⁽⁴¹⁾においても、米國行きの事にのみに触れており、英国行きの事については触れていない⁽⁴²⁾。

ところが二月一六日に下された勅旨を見ると、「若シ米國ニ於テ公債ノ事調ハスト察セバ直ニ英國ニ赴キ之ヲ處置スヘシ⁽⁴³⁾」という一条が付け加えられている。勅旨に英国行きが付け加えられた事情には、どのような背景があったのか。それをうかがい知る書簡として以下のものが挙げられる⁽⁴⁴⁾。

表2 英国行き追記の理由

明治5年	13日以前	井上が米国で外債募集することを東洋銀行に話す。
	2月13日	朝、井上が情報漏洩について大隈に叱責を受ける。 井上、外債募集計画の許可を正院に申請する。
	2月15日	朝、井上と吉田が「防禦之一術」を考えるために会う。 英国行きが勅旨に追記される。
	2月16日	正式に勅旨が下される。

※『吉田清成関係文書一』、『公文録』を元に作成。

大隈^(重)え参り候処、同人よりも近来之無識之所置申候。被笑申候。同人も決て動杯之事は無之、最早口外せし事なれば致方無之、十分に防禦之策仕候様と申事に候。昨朝同人方え弟参り候て、先カーキル、ロベルトソン等え相對候て、大隈に相咄候処、大に叱られ、しかしオリントタルハンにて先よろし、決て此一事政府之惡口杯致され候事氣遣無之、決て此後他言無用申付候くらい故、自然此一事は補助と成て成功候様に乍蔭も祈念呉、別て他言杯致し呉れぬやうと弟申候にて、大隈相對之積り、御含置候。實に後悔千万に候。明朝は十字頃に先生は正院え御出頭被下度候。い曲其節明朝之都合御談し申上面会、其上にてソートウイリヤムにも聞せ候て防禦之一術御勘考被下度候。實に弟之無智より大事を謝り、是誠に懸念至極、随て先醒迄にも御尽慮相懸面皮も無之次第、汗顔之仕合に奉存候。

この書簡によれば、二月一三日朝に井上は大隈と会い、東洋銀行のロバートソンらに外債募集の件について口を滑らせたことを話した。⁽⁴⁵⁾大隈は井上が情報を漏洩したことを叱責し、東洋銀行に口止めするよう指示したようである。井上自身も後悔し、一五日朝、吉田に正院へ来るように依頼し、その際に「防禦之一術」⁽⁴⁶⁾を考えてほしいと述べている。

公文録によると、正式な勅旨は二月一六日に下されているが、前日の一五日には下書きが作られている。⁽⁴⁷⁾その際に、先述の米国で不調の際には英国で処置することという一文が添えられるのである。つまりこの一文が井上、吉田による「防禦之一術」であると考えられ、東洋銀行に対する配慮として付け加えられたことが推測される。しかし、それはあくまでも明治政府と関係の深い東洋銀行への配慮に過ぎなかったとみる

のが妥当である。なぜなら、井上と吉田は英米における金利の違い、起債の見通しについての情報をすでに得ており、米国で起債を行えば、任務は完了すると考えていたからである。

以上のような経過を経ながら、正式な勅旨を受けた吉田たち外債募集団は、明治五年二月一八日、米国に向けて横浜を出発していった。⁽⁴⁸⁾

三 募集をめぐる井上の中止命令と続行命令

(一) 募集中止命令

しかし「式三十万弗之金な禮ハ、兩日中ニ而も當地ニおいて可相調見当⁽⁴⁹⁾」であるはずであった米国において、実際に吉田が起債を開始すると交渉は難航した。吉田の到着以前に、米国のカリフォルニア銀行には、東洋銀行から日本の政治・経済についての誤った景況と吉田の訪米目的の情報が入っていた。誤った日本の景況を聞いたカリフォルニア銀行では、二五朱の金利を支払わなければ、到底起債はかなわないことを通告し、同銀行においても融資を断るつもりであったという。⁽⁵⁰⁾ 吉田が事情を説明すると「大に疑念氷解之様子⁽⁵¹⁾」であったようだが、金利は一二朱でなければ起債は難しいことを知らされたのである。⁽⁵²⁾

これら一連の米国での問題について、井上が知るのは約一カ月後の四月一八日となる。⁽⁵³⁾ 情報漏洩という失態を犯し、「弟之無智より大事を謝り、是誠に以懸念至極⁽⁵⁴⁾」と後悔しきりであった井上にとつて、それが原因となり外債募集計画が頓挫しかけたことは、衝撃的な事実であったに違いない。しかし彼にとつて最も衝撃的であったことは、金利問題ではなからうか。六朱（実利七朱）で、容易に起債がかなうであろうというアメリカ一番館の見通しが根底から覆され、英国よりもはるかに高金利の一二朱でなければ、起債がかなわないという事実を知っ

たのである。

こうして計画の前提を覆された井上は、吉田に起債の中止命令を出すこととなった⁽⁵⁵⁾。

(二) 吉田による大久保、伊藤説得工作

一方、吉田は井上の中止命令に不服であった。その理由や経緯については、すでに前稿で考察を試みているが、あらためて吉田が募集継続を訴えた理由を確認したい。

第一にロンドン東洋銀行支配人のスチュアートとの交渉から、金利が高くとも募集を続行すべきだと考えたことが挙げられる。吉田は明治五年五月一日にはロンドンに到着し、三日後の一六日には、スチュアートと面会し交渉に入っている。その席で欧米において日本の外債募集が周知の事実となっており、起債の中止は政府の信用に関わると吉田は判断したのであった⁽⁵⁶⁾。

第二に吉田自身の募集計画への決意が挙げられる。外債募集で得た資金の約三分の一は、家禄処分に充てられる予定となっていた。吉田が渡米した際、岩倉具視、木戸孝允、森有礼らにその計画を説明したところ、各人に温度差はあるが、総じて異論が唱えられた。しかし、どのような異論があったとしても、外債募集を行うべきであると吉田は考えており、計画続行を主張したのである⁽⁵⁷⁾。

以上の理由に基づき、吉田は井上に対して募集継続を主張し、欧州において起債交渉を続けたが、英国での起債に関して、吉田と井上の主張は平行線をたどることになる。井上は「八朱の利息ハ日本政府に於て許可不相成候。大久保・伊藤之着を御待合可有之候也⁽⁵⁸⁾」と電信を打ち、なかなか中止しようとしないうちに吉田に対し、大久保、伊藤の到着まで起債交渉を中止するよう指示した。その一方で、全権委任状を取りに一時帰国した後、再び渡米した大久保、伊藤に以下の書簡を送った⁽⁵⁹⁾。

吉田も五月三日より英国へ渡海候段申越御面会も時日を費し甚以不都合千万に御座候。書状中には日耳曼人シフト申人へ依頼候様申越、近々フランクホールへ参り同店へ相談候由申越候。又過日英国より伝言にてはオリエンタルバンクへ相談候様にも相見へ、且利足八分或は八分半の權利を下落候様申越候得共、勿論七分之外不相成段且両君へ御面会迄は必着無之様重々伝言を以申越置候間、至急御談合之上成否御報被下度候。

井上は、吉田が外債の金利変更を前提とした交渉を欧州で始めたことを伝える一方で、従来の方針である六朱(実利七朱)の金利を日本政府は堅持するつもりであることを吉田に会って確認してほしいと両者に依頼した。

その後においても、井上は次々と書簡を送って吉田に募集中止を命令している。⁽⁶⁰⁾このことから、いかに井上が六朱(実利七朱)に固執していたかがうかがえる。

先述の吉田、ウィリアムス宛に打たれた五月二九日付井上電信は、六月一四日夕方に吉田の元へ届いた。⁽⁶¹⁾電信の内容から、吉田は大久保、伊藤が井上の代弁者である可能性を考え、両名の到着が起債の中止につながる可能性をも予測したはずである。⁽⁶²⁾そこで彼らがロンドンに到着する前に吉田は手を打った。まず、大久保、伊藤宛に書簡を送って、勅旨を盾にとる方法により交渉打ち切りへの牽制を行った。⁽⁶³⁾そしてその書簡とは別に、大久保個人に宛てて、現在の日本では六朱(実利七朱)での起債は困難であることを説明したのである。⁽⁶⁴⁾吉田があえて大久保にのみ理解を求めたことは、彼が吉田と同じ薩摩閥であること、井上の上司にあたる大藏卿の職に就いており、唯一命令を下すことができる人物であったことが関係しているであろう。裏を返せば、大藏卿の大久保は、大藏少輔の吉田に対しても頭ごなしに命令できる立場にあったが、ロンドン到着の後には吉田に対して協力的な行動をとっている。このことから、大久保は書簡に記されていた吉田の意見について、一考の余地があると考えたのではなからうか。かくして大久保と伊藤は、井上の代弁者という立場から、意見を異にする井上と吉田の調

停者という立場へと役割を変えることとなったのである。

(三) 募集続行命令

大久保と伊藤がロンドンに到着したのは明治五年七月一四日であり、吉田と面会したのは、翌日の一五日である。⁽⁶⁵⁾

目今「倫敦モニターマーケット」ノ景況、且我邦「クレヂット」ノ強弱ニ至ルマテ詳細ニ説明シ、且太政官大藏省ノ見込等承知ス。

吉田、大久保、伊藤は、六朱（実利七朱）での起債は困難なこと、正院、大藏省は六朱（実利七朱）以上の起債を認めないことを確認し合った上で、日本に課せられる金利が果たして適正なのかどうかを協議し始めた。その結果、大久保、伊藤は、二〇日に以下の電信を西郷、大隈、井上に打った。⁽⁶⁶⁾

倫敦着之上種々吟味探索せし處、利息七朱にして且つ年賦償却の備もなくしてハ、いづれの地におゐても今年の内我公債之行ハれかたきを瞭然悟解したり。是目今我國の「クレヂット」八朱ト三分ノ一より昇らされハなり。故に若し日本政府金を要するなれハ利息を増し、年賦償却の方法且願ひ出したる委任状必しもなくンバあらず。

この電信から、もし日本政府が起債を行うならば、世界のどこで行っても六朱（実利七朱）では難しいため、金利の積み増しが必要であることを大久保、伊藤は報告している。

これを受けた井上の心中はどうだったのであろうか。当初の目論見である六朱（実利七朱）での起債は、日本の現状では困難であることを再確認させられたのである。日本の財政健全化という観点からみれば、外債募集によつて得ることのできる資金は必要だが、七朱（実利八朱）での起債は財政を圧迫するという矛盾を、井上はどのようにして解消したのであろうか。それは以下の書簡においてうかがい知ることができる。⁽⁶⁷⁾

所詮此公債を成熟するにハ當初七分利「パー」之見込而已株守候而は、行届候儀ハ無覺束、さり迎此際中廢候も如何にも體裁を失シ可申、夫是慎思討議之末、正院ニ於て一個之折衷方法を設立いたし、即ち別紙計算書之通取行候積二候間、從來之御手續も可有之候哉ニ候得共、更ニ其公債高を減し、改而貳百萬兩即チ一千萬圓を以て集募之目的とし、利子八年八分にて又ハ七分にして證書發行を聊低價にして、八分の利子に相當之割合たらしむるも可然御取計有之度：

井上は、当初の目標である三千萬圓の起債を諦めて、一千万圓に減額することで金利の総額を抑え、財政への影響を最小限にすることで、矛盾を解消したのであった。

以上を以て、起債方針の変更をした井上の返事が八月一四日に吉田らの元に届いた。⁽⁶⁸⁾

太政官に於て公債の惣額を一千萬圓に減じ、實利年々八朱の割合を許可せり。尤七朱利付證書を書面高或は減價にて賣出すとも都て八朱の實利付證書と同額に當る様發行すべし。「エゼント」の世話料其他の入費拂方等は都て吉田に委任す。現米百二十萬石の高をば元金支消並利息の抵當として年々引分け置べし。利息は半年毎に拂ひ公債の流通十五ヶ年たるべし。元金の拂方は證書發行より六ヶ年後に始め、年々百萬兩づつ拂戻すべし。

この電信をもつて、起債続行が決定したことになる。その後、井上は以下のような書簡を大隈に送り、金利への配慮を行っている。⁽⁶⁹⁾

昨晚出張候而早速ロベルトソンへ面会候て、從來往復之手都合都合第一字頃迄説明し候処、何分にも一千万円とリミット被成候と必再び貳千万円の權利申来り可申候。勿論ノミナル計貳千万と申と大きに利足之都合にも関係、全体高之少きロウンは利足少し高きは当然との事に候。勿論ノミナル計二千万と呼出し候而其実一千万之金を請取、其他レフースすることになれば格別之害も有之間敷相考へ申候得者、為念今一応相伺候。且亦イントレストも八半と少々緩にヲーソルチーを与へ置候様無之而は機械を失し事多大の事に候。尤ロンドンヘッド、ヲヒシルスも充分日本政府之為尽力候故決て損失は懸ぬと申事、且同人之忠告故是は与へ候而も可然候哉と奉存候間、兩条共に他に害と申程之事は有之間敷、併先生迄相伺候間至急御指図奉待候。：勿論本御委任状中に無之と、先生と御相談之上ロウン之都合に依りて含置候様、書状中申遣し候而可然様相考へ申候。

井上が横濱東洋銀行におもむき、ロバートソンに相談したところ、一千万円の募集では金利を高く設定しなくてはならなくなることを聞いた。そこで、まず市場で二千万円の資金募集を行い、一千万円の資金が集まった時点で募集を中止するという方法を用いて起債を行いたいと井上は考えていたようである。また、この機会に七半（実利八半）程度の金利で起債を行わなければ大事を失するという主旨の文章を書き記しており、彼自身の考えも完全に起債続行へ方針転換したことが見て取れる。

明治六年一月一四日、金利七半（実利八半）で公債発行の広告を出したところ、一六日までには九五〇万ポンドの申し込みがあり、日本の公債の評判を確認できた。⁽⁷⁰⁾これ以降、五ヶ月間かけて目標の二二三万ポンド（一〇

八三万円)の資金を集めて、吉田たち外債募集団は外債募集に成功したのであった。

四 むすびにかえて

最後に本稿冒頭において提起した三つの疑問点に関してまとめておきたい。

まず、外債募集計画と突然の井上の起債中止命令がどのように関連しているのか論じた。

外債募集に際して、英国で起債を行えば九分利付外債の影響により、高金利を強いられることを井上は予想していた。その一方で、米国で起債を行えば、前外債の影響を受けることなく六朱(実利七朱)で起債ができること、容易にかの地で起債がかなうであろうという情報を、吉田の書簡から知ることができた。これにより、井上は米国で起債が滞りなく行われると考えていたことが推測される。しかし吉田が「出立前に利足ハ七朱と見込を付候は弟等之誤⁽⁷⁾」と後に語っているように、六朱(実利七朱)での起債が容易に可能であるというアメリカ一番館の情報は、その後の井上の見通しを誤らせることになったのである。

また、吉田に付き従わせる随行員の顔ぶれを見ても、米国での起債が滞りなく進むと井上が考えていた節が見て取れる。すなわち、税法を学ぶために米国から招聘したウィリアムスを、本来の目的とは異なる任務の外債募集使節団に組み入れたこと、九分利付外債に深く関与した上野を副使に選ぶことなく、大鳥を副使に任命したことなどがその理由として挙げられる。

以上のことから、最初から井上は米国のみで募集を終わらせ、英国で起債するつもりがなかったということが推測できる。勅旨に英国行きが追記されたのは、井上自身の失態を覆い隠すための一配慮に過ぎなかったと見るのが妥当ではなからうか。

しかし、現実には井上の見通しの様にはいかなかった。井上は吉田の報告から、東洋銀行の妨害行為を差し引いても、米国では一二朱の金利を設定しないと起債できないことを知ったのである。井上は、六朱（実利七朱）での起債という前提条件が崩れた以上、高金利による外債募集は財政を圧迫すると考え、計画そのものを白紙に戻そうとして、吉田に対して帰国命令を出したのであった。

次に、この後の外債募集に対する井上と吉田の考え方に隔たりや、井上が起債続行命令を出すまでを論じた。高金利に直面した井上は即座に起債中止を指示するが、吉田の考えは井上のそれとは異なっていた。吉田は起債交渉を重ねていくうちに、たとえ七朱（実利八朱）の金利であっても欧州で起債する可能性を探るべきであると主張するのである。その背景には、先述のように、国際的な日本の評判、吉田自身の募集計画への決意などが挙げられる。

二人の考え方が平行線をたどる中、井上は大久保と伊藤に吉田の説得を頼んだ。しかし吉田は大久保と伊藤が英国へ来ることを知ると、逆に彼らの説得工作に乗り出すのである。その結果、大久保と伊藤は、井上の代弁者として吉田を説得する立場から、双方の言い分を聞く調停者という立場となっていくことになる。実際には英国において吉田とともに実務にあたることによって、世界のいずこにおいても、金利は七朱（実利八朱）以上でなければ起債はかなわないことを知り、井上に報告することになったのである。⁽⁷²⁾

吉田の報告のみならず、大久保、伊藤の報告を聞いたことにより、そもそも六朱（実利七朱）での起債が困難であったことを井上は理解した。しかし当初の設定金利を超えて三千万円の起債を行えば、財政の圧迫につながる。そこで井上は、起債総額三千万円のうち、「鑛山鐵道等ノ興業費」⁽⁷³⁾に充てるつもりであった二千万円を諦め、家禄処分に充てる残りの一千万円のみを募集することとした。⁽⁷⁴⁾設定金利が上昇してもその支払い分の総額を減らすことで、財政圧迫の危険を回避したのである。これにより、井上は吉田に対して起債続行を命じることになっ

たのであった。

- (1) 関口栄一「七分利付外国公債募集計画をめぐって―留守政府と大蔵省 七」『法学』、第五九卷第三号、一九九五年や、千田稔「明治六年七分利付外債の募集過程―構想の提起・内定と米国での起債状況」『社会経済史学』、第四九巻第五号、一九八三年、藤村通「七分利付外国公債論」『金融経済』、一四二号、一九七三年などが挙げられる。
- (2) 前掲千田論文、二頁。
- (3) 前掲藤村論文、二四―二五頁。
- (4) 前掲関口論文、三四頁。
- (5) 前掲藤村論文、二八頁。
- (6) 拙稿「七分利付外債と井上馨」『法学政治学論究』、第五八号、二〇〇三年においても言及は行っているが、十分な解明にいたっていない。
- (7) 本稿では、論文の内容上、国内のみならず、国外から出された書簡を史料として引用しているため、書簡の日付の記載がまちまちとなっている。和暦と西暦が混在している状態では、誤解を招きやすいため、全て和暦に直して論じていくこととする。
- (8) 明治四年二月九日付、吉田宛井上書簡、『吉田清成関係文書二』（思文閣出版）、一九九三年、八八―八九頁。
- (9) 前掲「七分利付外債と井上馨」、一〇七―一〇八頁。
- (10) 明治四年二月五日付、吉田宛井上書簡、『吉田清成関係文書二』、八八頁。
- (11) この書簡には明示されていないが、おそらく横浜東洋銀行だと推測される。
- (12) 明治四年二月一日付、井上宛吉田書簡、『井上馨関係文書 第三十一巻』（国立国会図書館蔵）、五八―五九頁。
- (13) 明治六年一月一七日付、吉田宛渋谷書簡、『渋谷栄一伝記資料 別巻第四書簡二』（竜門社）、一九六七年、五五七頁に「亜米「ワルズベール」とあり、アメー番はこれに該当するものと思われる。
- (14) 明治五年三月一四日付、井上宛渋谷書簡、『渋谷栄一伝記資料 別巻第三書簡一』（竜門社）、一九六七年、一〇

九頁には「亜一に罷越、ワルスホール面会数々談話…」と記されており、渋沢は商館に行つて海外の情報について仕入れていたようである。

(15) 明治五年二月七日付、吉田宛井上書簡、『吉田清成関係文書一』、九二頁には、「最早大政大臣公初不残内決に候故、格別六つヶ敷事も無御座候」とあり、これが外債募集に関する内定だと推測される。

(16) 『公文録』（国立公文書館所蔵）、壬申一月大蔵省伺、二七号文書には「當省へ御備入相成候米國華盛頓府租税官ジョールジ、ビ、ウイリヤム氏…」とある。

(17) 一八七一年一〇月三十一日付（明治四年九月一八日付）、『大隈重信関係文書』、A二一五〇にある、ウイリヤムス宛に森有礼が発行した公文書には「貴君ノ職務タルヤ我帝國ノ為ニ賢良ナル全備ノ租税ノ法ヲ建ルニ就キ我政府ヲ助成スヘリ…」とある。

(18) 前掲『大隈重信関係文書』、A二一五〇には「貴君就官ノ時ハ来ル西曆十一月十五日ヨリ始リ在職ノ紀ハ此日ヨリ三ヶ年間ト限ル給料一月六百弗…」とある。

(19) 明治五年二月二日付、大隈宛伊藤書簡、『大隈重信関係文書一』（みずす書房）、二〇〇四年、二〇二頁には、訪米中にウイリヤムスに会ったことが記されている。

(20) 前掲『公文録』、壬申一月大蔵省伺、二七号文書。

(21) 明治五年二月一〇日付、井上宛渋沢書簡、『渋沢栄一伝記資料 別巻第三書簡二』、一〇六頁。

(22) 山崎有信『大島圭介伝』（大空社）、一九九五年、二四七頁。

(23) 前掲『大島圭介伝』、二四七頁。

(24) 例えば、明治五年二月一三日付、吉田宛渋沢書簡、『渋沢栄一伝記資料 別巻第四書簡二』、五六六頁には「別紙大島之義開拓々断有之候様子にてハ、尚更山内義行届候様仕度、尤山内ハ充分大島に替り可申と奉存候」とある。

(25) 明治五年二月一二日付、吉田宛黒田書簡、『吉田清成関係文書一』、三五三頁。

(26) 前掲明治五年二月一三日付、吉田宛渋沢書簡、五六六頁。

(27) 井黒弥太郎『榎本武揚伝』（みやま書房）、一九六八年、一三九—一四〇頁には「山内は数度外遊し、数か国語に通じていた。…山内は、ケプロン（巻頭写真参照）外人団の主任通訳で、その任務はおもい」とあり、このことから

山内が語学に通じた人物であることがわかる。また、ケブロンが米国人であることから、山内は英語を話すことができると推測される。

(28) 前掲『榎本武揚伝』、一三九頁においても「明治三年四月に特赦されていた仮政庁の総裁付山内六三郎(堤雲)は：黒田開拓次官は、山内を望んでやまず、ついに数日にして開拓使御用掛(五等出仕)に転任させた」とある。

(29) 明治五年二月一三日付、吉田宛井上書簡、『吉田清成関係文書一』、九二頁。

(30) 前掲『大島圭介伝』、二四七頁には「開拓使御用掛を申し付けられて：大島も此の一行に加はる爲同年二月十二日大蔵少丞に兼任せられて：」とある。

(31) 実務レベルでの最高責任者は大蔵大輔の井上になるため、人事権を行使することは容易かったのではないかと推測できる。

(32) 前掲明治五年二月一三日付、吉田宛洪沢書簡、五六六頁。

(33) 「大久保は西郷を以て代理せしめる考であつたようである。：大久保の留守中、西郷參議が大蔵省事務監督を爲す」『世外井上公伝 第一卷』(内外書籍株式会社)、一九三三年、四五九—四六三頁。

(34) 明治五年一月一二日付、桂四郎宛西郷書簡、『西郷隆盛全集 第三卷』(大和書房)、一九七八年、二一四頁。

(35) 前掲明治五年二月一三日付、吉田宛井上書簡、九二頁。

(36) 前掲明治五年二月一二日付、吉田宛黒田書簡、三五三頁。

(37) 明治五年一〇月九日付、吉田貞宛吉田書簡、『吉田清成関係文書三』、三四八頁には「上野(原題)にも米国ミニストルの命を蒙り、今や出船候哉に風聞有之候。其身に取りては冥賀之事には候得共、御国家之為に取りては余り幸甚之到とは難申存候。秘事に々々。もとの森弁務使の方が十倍の増敷と存し候」とあり、吉田が上野の才覚を高く評価していなかったことが推測される。

(38) 九分利付外債の際に、上野はレーから東洋銀行を新しい代理人とする交渉のため英国に赴き、成功を収めている。

(39) 前掲『公文録』、壬申二月大蔵省伺、一七号文書。

(40) 明治五年二月一五日付、五代宛吉田書簡、『五代友厚伝記資料 第一卷』、一七三頁には「僕ニ米行被仰付、明日より出立ノ賦ニ御座候」とある。

- (41) 明治五年二月一五日付、大久保宛西郷書簡、『西郷隆盛全集 第三卷』、二二九頁には「大蔵省より申し立て候につき、三千万丈米国より借り入れ候賦に相決め」とある。
- (42) おそらくこの時点では、吉田、西郷ともに、起債地として米国を想定していたことが推測される。
- (43) 前掲『公文録』、壬申大蔵省伺附録、二号文書。
- (44) 明治五年二月一四日付、吉田宛井上書簡、『吉田清成関係文書一』、九二―九三頁。
- (45) 前掲明治四年一二月一八日付、井上宛吉田書簡における吉田の報告を見る限りにおいては、東洋銀行との金利の相談の際にも募集計画の事は黙っていたことを書き記しており、計画は東洋銀行には秘密裏に進めていた。よって、井上が口を滑らせたことで東洋銀行が募集計画について気がついたと考えられる。
- (46) 前掲明治五年二月一四日付、吉田宛井上書簡、九三頁。
- (47) 前掲『公文録』、壬申二月大蔵省伺、一七号文書。
- (48) 「七分利付外國公債發行日記（以下發行日記）」『明治前期財政經濟史料集成 第十卷』（改造社）、一九三五年、五七頁。
- (49) 前掲明治四年一二月一八日付、井上宛吉田書簡、五九頁。
- (50) 明治五年三月二三日付、三条、西郷、大隈、板垣、大久保、井上宛吉田、大鳥書簡、「發行日記」、五八頁には「此度貴國公債の儀ニ付公等御渡海の趣ハ横濱「オリエンタルバンク」より申遣候間、兼て承知致し居候得共…元來「オリエンタルバンク」ハ公債を英國ニ不求して米國ニて募候を憤り、嫉妬之情々全國の政體を譏言いたし候…公債之儀ニ付御談判申上候も無益と存居候處…」とある。
- (51) 前掲明治五年三月二三日付、三条、西郷、大隈、板垣、大久保、井上宛吉田、大鳥書簡、五八頁。
- (52) 前掲明治五年三月二三日付、三条、西郷、大隈、板垣、大久保、井上宛吉田、大鳥書簡、五八頁には「全國の人氣ハ前顯十二朱ニ無之候而ハ難被行」とある。
- (53) 明治四年四月一九日付、吉田宛井上書簡、「發行日記」、九六頁には「壬申三月廿三日御確認之公書並副書其外共四月十八日横濱着」と記されており、井上は一八〇一九日までの間に返信をしたためたと推測される。
- (54) 前掲明治五年二月一四日付、吉田宛井上書簡、九三頁。

- (55) 前掲明治四年四月一九日付、吉田宛井上書簡、九六頁には「一旦御歸朝にも相成、更に方法を改候方却て上策と奉存候」と、井上は吉田に起債中止を命じている。
- (56) 明治五年五月二一付、大隈、井上宛吉田、ウイリアムス書簡、「発行日記」、八一―八三頁。
- (57) 吉田の決意を知る書簡として、明治五年四月一六日付、大隈、井上、渋沢、上野宛吉田書簡、「発行日記」、七一―七二頁が挙げられる。
- (58) 明治五年五月二九日付、吉田、ウイリアムス宛井上電信、「発行日記」、一〇〇頁。
- (59) 明治五年六月一〇日付、大久保、伊藤宛井上書簡、『伊藤博文関係文書九』、二七頁。
- (60) 例えば、明治五年六月二四日付、吉田宛上野井上書簡、「在歐吉田少輔往復書類（以下往復書類）」『明治前期財政經濟史料集成 第十巻』、二九七―二九九頁。
- (61) 前掲「発行日記」、九八―一〇〇頁には「六月十四日左ノ書状ヲ大隈參議井上大藏大輔へ遞送ス：同夕井上大藏大輔ヨリノ電信相達ス左ノ如シ」とある。
- (62) 前掲明治五年五月二九日付、吉田、ウイリアムス宛井上電信、一〇〇頁。
- (63) 明治五年六月一六日付、大久保、伊藤宛吉田書簡、「発行日記」、一〇〇―一〇二頁。
- (64) 明治五年七月二一日付（書簡中には西七月二一日と記されていたため、和暦では明治五年六月一六日となる）、大久保宛吉田書簡、「吉田清成関係文書三」、三一―三五頁。
- (65) 「発行日記」、一〇四頁には「十四日使節一行倫敦着、「ボツキングハムパリスホテル」ニ館ス。七月一日：大久保伊藤兩副使來着ス」とある。
- (66) 明治五年七月二〇日付、西郷、大隈、井上宛大久保、伊藤電信、「発行日記」、一〇四頁。
- (67) 明治五年八月二二日付、大久保、伊藤、吉田宛、井上、大隈書簡、「往復書類」、三一―一頁。
- (68) 明治五年八月七日付、ウイリアムス、吉田宛大隈、井上電信、「発行日記」、一二〇頁。
- (69) 明治五年八月二八日付、大隈宛井上書簡、『大隈重信関係文書一』、二九三頁。
- (70) 明治六年一月一七日付、大隈、井上、渋沢宛吉田書簡、「発行日記」、一七〇頁には、「十六日三字迄ニ總額九百拾五萬封度ニ及へり」とある。

- (71) 明治五年七月二二日付、西郷、大隈、井上宛吉田書簡、「発行日記」、一〇五頁。
- (72) 前掲明治五年七月二〇日付、西郷、大隈、井上宛大久保、伊藤電信。
- (73) 明治五年二月一五日付、大久保、伊藤宛井上、吉田書簡、『明治財政史』、一六七頁には「三千万弗ハ：祿券買上ノ資金ニ充ツルノミナラス其内凡ソ弍千万弗ハ鑛山鐵道等ノ興業費ニ充テ：」とある。
- (74) 前掲「発行日記」、一五一頁に記載されている明治五年八月二〇日付の勅旨には「一千万圓ノ金額ハ日本ノ舊諸藩士卒ノ家祿ヲ買入ル爲メニ用ユルモノニシテ：」とある。